## 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第13号)新旧対照表

新					旧					
別表第1(第3条関係) 1 特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又 は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額					別表第1(第3条関係) 1 特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又 は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額					
			利用者負月額(円			各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する 世帯の階層区分			利用者負月額(円	
A	生活保護世帯等		0	A	1	生活保護世帯等			0	
	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯			0 0 0	E		A階層を除き、当該年度分(4月から ては前年度分。以下同じ。)の市町村		3,	0 0 0
С	A階層を除き、当該年度分の市町村民77,100円 党課税世帯であって、その所得割の額以下			100	(	2 4	A階層を除き、当該年度分の市町村民 党課税世帯であって、その所得割の額	77,100円	16,	100
	が次の区分に該当するもの	77,101円以上	20,	5 0 0			が次の区分に該当するもの	77,101円以上	20,	5 0 0
		211,200 円以下						211,200 円以下		
Е		211,201	25,	7 0 0	Е	3		211,201	25,	7 0 0